

## 米空軍横田飛行場におけるPFOS等を含む水の漏出について

令和6年10月16日付広資料第102号でお知らせしたこのことについて、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、下記のとおり口頭要請を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 要請日

令和6年10月17日（木）

#### 2 要請先

防衛大臣

北関東防衛局長

#### 3 要請内容

令和6年10月3日、北関東防衛局から、「8月30日に横田基地の消火訓練エリアから、PFOS等を含む泡消火薬剤の残留を含む水があふれ出し、施設外へ出た蓋然性が高い」との情報が提供されました。これを受け、当協議会は、10月4日、国に対して、詳細な情報の迅速な提供や国の責任による公共用水域等への影響の調査などを要請しました。

この要請の回答として、令和6年10月16日に、北関東防衛局から、「10月3日に通報を受けて以降、米側に対して事案の詳細について速やかな情報提供を求めていたところ、米側から追加情報を得られた」との情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供されました。

この情報は、消火訓練エリアの位置や横田飛行場外へ出た場所、貯水池のP F O S等の濃度（2023年11月測定）、残留していた理由、再発防止対策等を含むものです。しかしながら、現在の貯水池に溜まっている水のP F O S等の濃度や水の処分方法、包括的かつ長期的な対応策の具体的内容が示されていません。また、国の責任による周辺環境への影響の確認や、米軍の取組の確認が行われていません。

ついては、貴職においては、このような状況を十分認識し、次のとおり対応するよう要請します。

- 1 国の責任において、公共用水域等に流れ出たとされている箇所の水質検査を直ちに実施し、その結果を速やかに公表すること。

また、基地内で発生したP F O S等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに必要な対応を行うこと。

- 2 国の責任により米軍の取組を確認するとともに、引き続き、再発防止策の実施状況等を含めた情報提供などを行い、基地周辺住民の不安の解消に取り組むこと。
- 3 貯水池に溜まっている水の処分について、安全に万全を期し、迅速かつ適切に実施するとともに、包括的かつ長期的な対応策を明らかにし、確実に実行されるよう米軍に要請すること。